



令和3年度(2021年度)介護 サービス事業者等(居宅介護支 援)に対する集団指導

【対象サービス】

居宅介護支援

指定介護機関※

※居宅介護支援について、生活保護法による介護扶助の
ための介護を担当する機関として指定(みなし指定を含
む。)を受けたもの

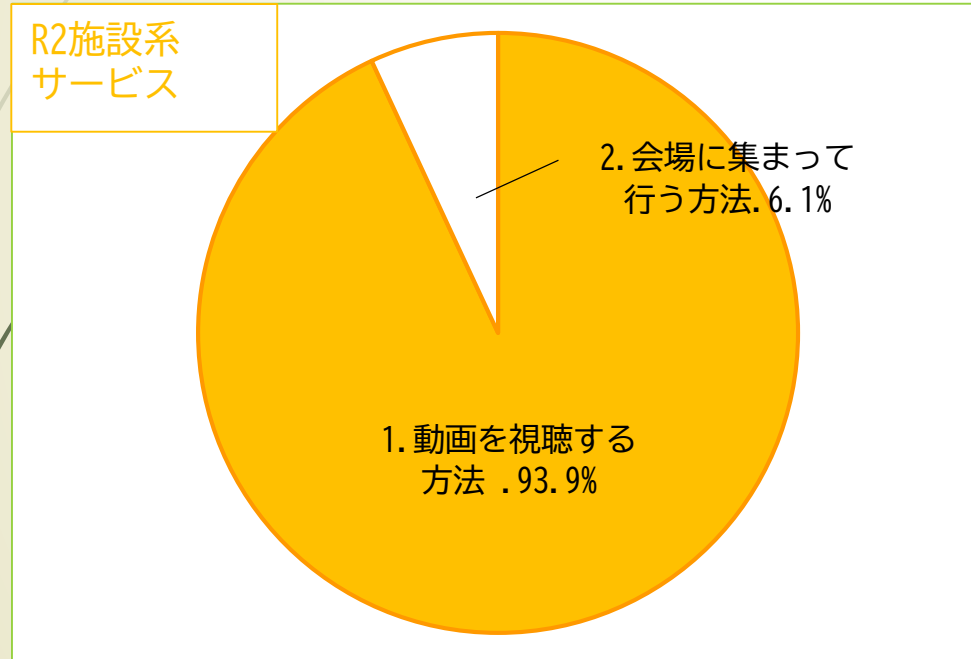
あなたのみちを、
あるけるまち。

八王子

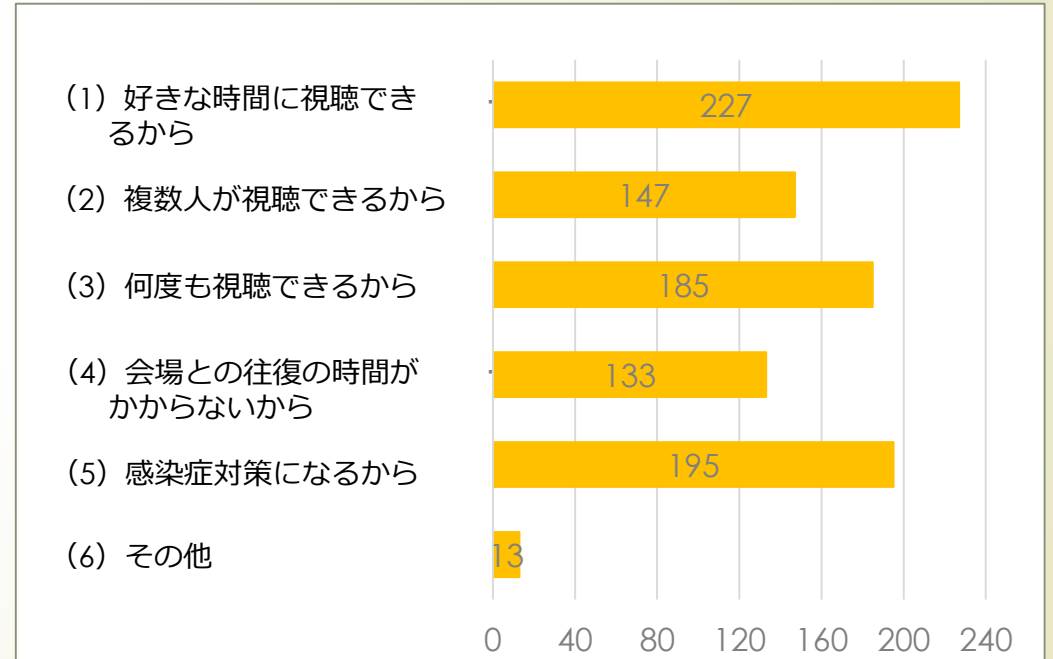
▶ 今年度の集団指導実施方法について

【令和2年度集団指導アンケート結果】

・ 今後希望する実施方法について



・ 動画の視聴を希望する理由について



目次

➤ 第1章.

実地検査と監査について

➤ 第2章.

介護サービス事業に関する留意事項
(検査結果等) について

➤ 第3章.

指定介護機関に関する留意事項
(検査結果等) について



第1章. 実地検査と監査について

よろしく
お願い
いたします。



【内容】

- 1-1 基本方針
- 1-2 実地検査・監査の流れ
- 1-3 実地検査の重点項目
- 1-4 監査の重点項目
- 1-5 八王子市における行政処分事例
- 1-6 業務管理体制整備に関すること
(今年度より変更点あり)



1-1 基本方針①

【実地検査】

- 指定基準の遵守、保険給付の請求等が適正になされているかに主眼を置いて実施します。

【監査】

- 重大な法令、指定基準等の違反、不適切な運営及びサービスの提供又は介護報酬の不正請求等が疑われる場合に、介護保険制度及び老人福祉制度への信頼維持並びに利用者保護の観点から、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることに主眼を置いて実施します。



1-1 基本方針②

【関係法令等】

- 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- 介護保険法（平成9年法律第123号）
- 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）
附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有する
ものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）
- 本市条例及びその他の法令等の規定

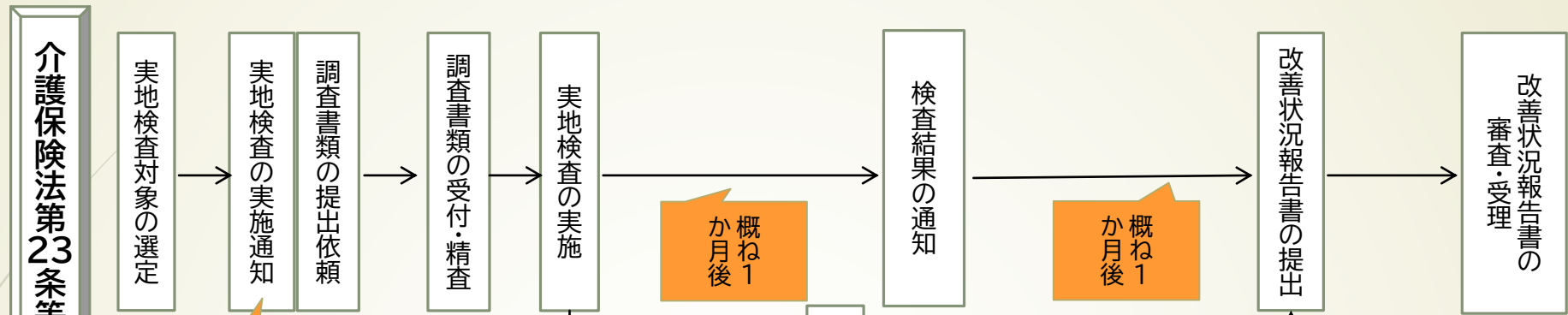
※詳しくは本集団指導公開ページにある、別紙「令和3年度（2021年度）八王子市介護サービス事業者等指導監査実施方針」を参照ください。

【場所】

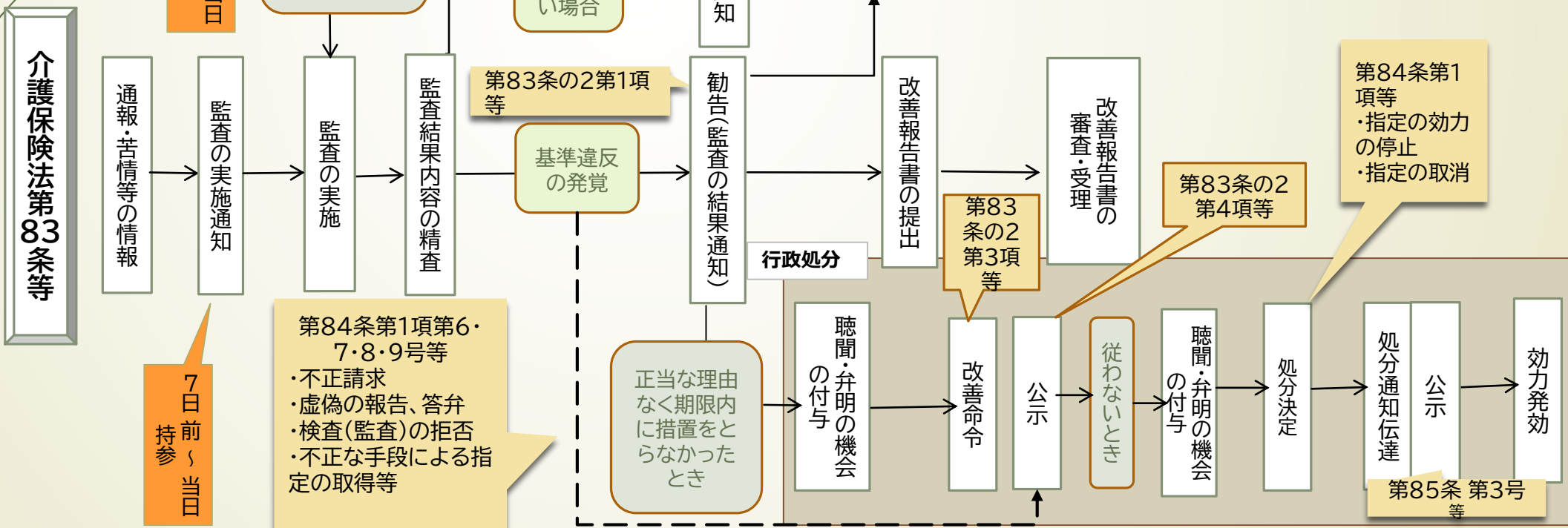
市ホームページ＞くらしの情報＞高齢・介護・障害・生活福祉＞社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査＞介護サービス事業者等の指導監査＞集団指導（居宅介護支援）

1-2 実地検査・監査の流れ

実地検査



監査



1-3 実地検査の重点項目①

(1) 人員に関する基準

- ア 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 架空職員をねつ造しているおそれはないか。
- ウ 有資格者により実施すべきサービスが無資格者により実施されていないか。



1-3 実地検査の重点項目②

(2) 設備及び運営に関する基準①

- ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用及び管理しているか。
- イ 居宅サービス計画、個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が条例等に則して処理されているか。
- ウ 利用申込者又はその家族に対し、サービス内容についての説明と同意は適切に行われているか。
- エ 高齢者虐待防止法に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。



1-3 実地検査の重点項目③

(2) 設備及び運営に関する基準②

- オ 苦情、事故、感染症及び食中毒があった場合に適切な対応が行われているか。
- カ 非常災害時の対応について、消火、避難及び通報体制の確保等の対策をとっているか。
- キ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な業務を継続できる体制を構築しているか。
- ク 日常生活に要する費用等の取扱いが適切に行われているか。



1-3 実地検査の重点項目④

(3) 介護報酬の算定及び取扱い

介護報酬算定に関する告示、通知等を適切に理解した上で、加算、減算等の基準に沿った介護報酬の請求が行われているか。



1-4 監査の重点項目

- (1) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (2) 無資格者によるサービス提供が行われていないか。
- (3) 人員基準違反等の状況の下サービス提供が行われていないか。
- (4) 架空、水増し等により不正な介護報酬請求が行われていないか。
- (5) 書類の提出や質問に対して虚偽の報告又は答弁を行っていないか。
- (6) 利用者からの利用料の受領は適切に行われているか。



1-5 八王子市における行政処分事例①

1 平成28年(2016年)6月9日付け 指定取消

(1)対象事業所、 処分理由	【(介護予防)訪問看護】 …虚偽報告、不正な手段による指定
(2)返還額	1,207,339円(八王子市分のみ、加算額含む)

2 平成28年(2016年)11月13日付け 指定取消

(1)対象事業所、 処分理由	【(介護予防)訪問介護、第一号訪問事業】 …人員基準違反、不正請求、虚偽報告、不正な手段による 指定、不正不当行為、法令違反
(2)返還額	45,769,645円(八王子市分のみ、加算額含む)

1-5 八王子市における行政処分事例②

3 平成30年(2018年)3月15日付け 指定取消

(1)対象事業所、 処分理由

ア 【(介護予防)訪問介護、第一号訪問事業】

…不正な手段による指定、不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、法令違反

イ 【地域密着型通所介護、介護予防通所介護、第一号通所事業】

…不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、法令違反

ウ 【居宅介護支援】

…不正不当行為、不正請求、虚偽答弁

(2)返還額

25,075,870円(八王子市分のみ、加算額含む)

1-5 八王子市における行政処分事例③

4 令和2年(2020年)1月14日付け 指定取消

(1)対象事業所、 処分理由

ア 【訪問介護、第一号訪問事業】

…不正請求、虚偽報告、法令違反

イ 【(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売】

…不正な手段による指定

ウ 【居宅介護支援】

…職務遂行義務違反、不正請求、虚偽報告

(2)返還額

21,124,200円(八王子市分のみ、加算額含む)

1-6 業務管理体制整備に関すること①

●業務管理体制整備の内容

	事業所数		
	20未満	20以上 100未満	100以上
法令遵守責任者の選任	○	○	○
法令遵守マニュアルの整備	×	○	○
法令遵守に係る監査	×	×	○

※事業所数は指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。
(健保法の指定によるみなし事業所を除く)

1-6 業務管理体制整備に関すること②

令和3年度(2021年度)からの変更点

令和3年度から、業務管理体制の整備に関する届出について、八王子市へ届け出る対象が変更されました。

●届け出先が八王子市になる事業者(法人)の区分

令和3年(2021年)4月1日から	令和3年(2021年)3月31日まで
指定事業所又は施設が八王子市内のみに所在する事業者(法人)	地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、全ての事業所が八王子市内のみに所在する事業者(法人)

※参考に、ホームページに公開している別紙【業務管理体制の整備に係る届出の届出先の変更について(通知)】(高齢者いきいき課)も併せてご確認ください。

【場所】

市ホームページ>くらしの情報>高齢・介護・障害・生活福祉>社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査>介護サービス事業者等の指導監査>集団指導(居宅介護支援)

1-6 業務管理体制整備に関すること③

■業務管理体制の整備に関する届出(令和3年度時点)

区分	届出先
指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局
指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在の都道府県
全ての指定事業所又は施設が東京都内のみ [※] に所在する事業者	東京都
全ての指定事業所又は施設が八王子市内のみ [※] に所在する事業者	八王子市

令和3年度より、八王子市へ届出る事業者の区分に変更がありましたのでご注意ください。

変更点に
注意！

第2章. 介護サービス事業に関する留意事項 (検査結果等)について

基準を守って利用
者が安心できる
サービスを！



【内容】

2-1 令和元・2年度の検査結果の概要(対象数、実地検査数、指摘事業所数(割合))

2-2 令和3年度条例改正等に伴う注意点

2-3 文書指摘

2-4 口頭指導

※各文書指摘事例及び口頭指導事例の根拠となる法令等の条項については、ホームページに公開している別紙【指導事例ごとの根拠条項】(指導監査課)参照
市ホームページ>くらしの情報>高齢・介護・障害・生活福祉>社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査>介護サービス事業者等の指導監査>集団指導(居宅介護支援)

2-1 令和元・2年度の検査結果の概要 (対象数、実地検査数、指摘事業所数 (割合))

令和元年度

		居宅介護支援
対象数		148
実地検査数		11
指摘事業所数 (割合)	文書指摘(割合)	6 (54.5%)
	口頭指導(割合)	8 (72.7%)

令和2年度

		居宅介護支援
対象数		141
実地検査数		3
指摘事業所数 (割合)	文書指摘(割合)	1 (33.3%)
	口頭指導(割合)	3 (100.0%)

2-2 令和3年度条例改正等に伴う注意点①

契約時の説明

※下記の内容について、文書を交付して説明を行っていない場合、運営基準減算として、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算されることになりました。

①前6月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)の各サービスの利用割合

訪問介護	●%
通所介護	●%
地域密着型通所介護	●%
福祉用具貸与	●%

【注意！！】
①と②の両方がないと
運営基準減算になります！

②前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

	1位	2位	3位
訪問介護	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%

2-2 令和3年度条例改正等に伴う注意点② ハラスメント対策

令和3年度(2021年度)の条例改正により、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動(セクシャルハラスメント)又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの(パワーハラスメント)により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることが規定されました。

なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、今のうちから必要な措置を講じるよう努めてください。

2-2 令和3年度条例改正等に伴う注意点③ 第三者評価の実施状況の掲示について

令和3年度(2021年度)の条例改正を受けて、指定居宅介護支援事業所は、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制に加えて**第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価機関の開示状況)**についても、事業所の見やすい場所に掲示するか関係者が自由に閲覧できる形で備えつけることが義務付けられることになりました。

※第三者評価の実施状況については、重要事項説明書に掲載し、利用申込者及びその家族に説明を行い同意を得る必要まではありません。

2-3 文書指摘事例① 契約時の説明

ア 内容及び手続の説明及び同意(契約時の説明)

○指定居宅介護支援の提供の開始に際し、居宅サービス計画の作成にあたって利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることにつき文書を交付して説明を行い、理解を得なければならない。

【指導事例】

*指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、①複数の事業者等の紹介を求めることが可能であること、②事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについて、文書を交付して説明を行っていない。



イ 運営基準減算(契約時の説明)



○居宅介護支援の業務が適切に行われない場合、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。

○提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、複数の事業者等の紹介を求めることや、事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについて、文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

【指導事例】

*居宅介護支援の業務が適切に行われていない(提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、複数の事業者等の紹介を求めることや、事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについて、文書を交付して説明を行っていない)にもかかわらず、減算をしていない。



2-3 文書指摘事例② 具体的取扱方針



○居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者が自立した日常生活を支援する上での課題の把握(以下「アセスメント」という。)を行うこと。

○サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。担当者が参加できないやむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

※利用者に対するサービス担当者会議等の記録は、その完結の日から2年間保存すること。

○利用者が医療サービス(訪問看護、通所リハビリテーションなど)を希望している場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。その場合、居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。

【指導事例】

*アセスメント結果の記録が残されていない。

*サービス担当者会議において、一部の担当者の専門的な見地からの意見を求めている。

*サービス担当者会議の要点又は照会内容の記録が残されていない。

*利用者が医療サービスを希望し、主治の医師等の意見を求めた場合において、居宅サービス計画を作成した際、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していない。



2-3 文書指摘事例③ 秘密保持



○サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。



【利用者】

住所 _____

氏名 _____

【代理人又は代筆者】

住所 _____

氏名 _____

【利用者家族の代表】

住所 _____

氏名 _____

【指導事例】

* 個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。

2-4 口頭指導事例

(内容及び手続の説明及び同意(重要事項説明書))

○サービスの提供の開始に際し、重要事項説明書を交付して説明を行い、文書により同意を得ること。

○重要事項説明書には、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項(秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制及び手順等)を記載すること。

【指導事例】

*重要事項説明書に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項の一部が記載されていない。

*重要事項説明書の内容(実施地域を超える場合の交通費)が運営規程と異なる。



第3章.

指定介護機関に関する留意事項(検査結果等)について

【内容】

3-1 文書指摘

【参考】

八王子市では、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定（みなし指定を含む。）を受けている場合には、介護サービス事業所への実地検査だけでなく、指定介護機関への実地検査も実施します。

最後に
指定介護機関
について
説明します。



文書指摘事例

「生活保護指定(介)」の標示(指定介護機関)

○指定介護機関は、様式第三号(生活保護法施行規則第13条)の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。この表示の規格は、縦125ミリメートル、横55ミリメートル程度とする。

【指導事例】

*「生活保護指定(介)」の標示を掲示していない。

生
活
保
護
指
定
(
介
)



令和3年度(2021年度)介護サービス事業者等(居宅介護支援)に対する集団指導は以上となります。

最後に、ケア倶楽部で公開しているアンケートへの回答をお願いいたします。

※集団指導開催期間中での回答をもちまして、受講実績とさせていただきます。

ありがとう
ございました。

